

県立学校における  
教員の勤務時間の上限に関する方針

令和元年12月  
新潟県教育委員会

# 目 次

はじめに

## I 県立学校における教員の勤務実態

- 1 県立高等学校・中学校・中等教育学校の教員の勤務実態..... 1
- 2 県立特別支援学校の教員の勤務実態..... 4
- 3 課題..... 5

## II 勤務時間の管理

- 1 客観的な勤務時間の把握..... 6
- 2 在校等時間の管理..... 6

## III 時間外の勤務時間削減の取組方針

- 1 目標..... 8
- 2 県教育委員会と学校が連携して進める取組..... 8
- 3 教育委員会の取組..... 11

## はじめに

これまで、教員の多くは「子供のために」との使命感から学校教育を支え、成果を上げてきました。また、最近では生徒指導上の課題や特別な支援を要する児童生徒の増加、いじめ問題への対応等、教員の業務は拡大せざるを得ない状況にあります。一方、学校を取り巻く環境は、多様化・複雑化しており、教員には学習指導のみならず、これからの時代に応じた専門的な知識・技能の修得や、資質の向上が求められています。

このような教員の役割や業務の増大は長時間勤務という形で現れ、深刻な状況となっています。質の高い学校教育を持続・発展させるために、また、生徒と向き合う時間の確保やワーク・ライフ・バランスの実現の観点からも、教員の業務負担の軽減を図り、長時間勤務を解消することが喫緊の課題です。

今日、これからの社会を生き抜く児童生徒に必要な資質・能力を高めることが教育に求められており、そのためには教員が疲労や心理的負担を過度に蓄積することがなく、生徒への教育に集中できるよう働き方改革を進める必要があります。

本方針は、文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を受けて、新潟県独自の「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、その取組の方向性、取組の具体等を示すものです。この方針に基づき教員一人一人が意識改革を行い、各県立学校においても業務の見直しや効率化に取り組むことを期待します。

新潟県教育委員会 教育長 稲荷 善之

# I 県立学校における教員の勤務実態

県立学校では、平成29年度から教員が所定の勤務時間以外の時間に業務に従事した時間（以下「時間外の勤務時間」という。）を出退校簿に記録している。また、県立高等学校・中学校・中等教育学校における時間外の勤務時間の時間数や業務内容を把握するため、平成30年1月と6月に勤務実態調査を行った。これらの結果を基に県立学校における教員の勤務実態について分析した。

## 1 県立高等学校・中学校・中等教育学校の教員の勤務実態

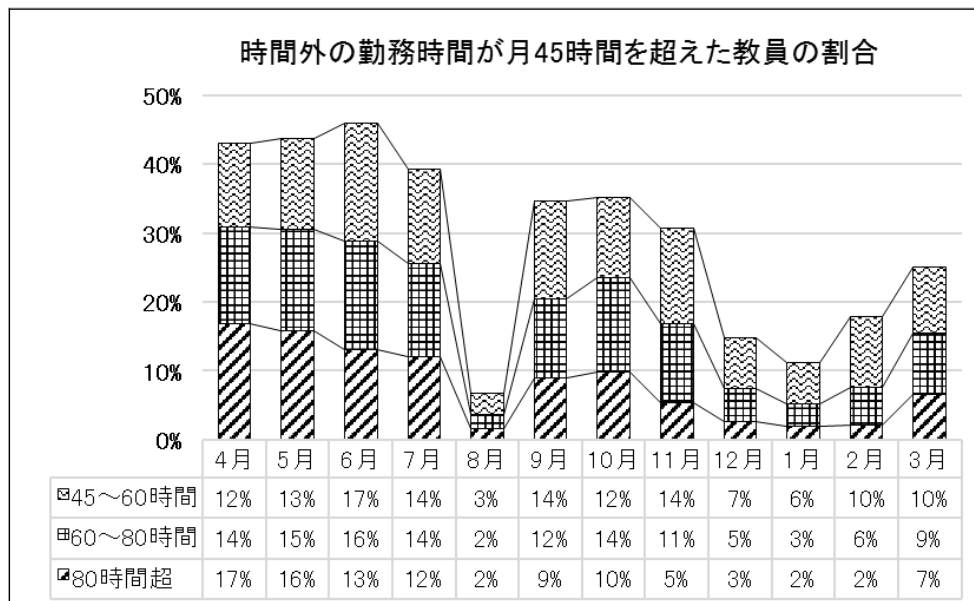
### (1) 月別の勤務状況

平成30年度の月ごとの時間外の勤務時間をみると、月45時間を超えた教員の割合が高いのは、6月(全体の46%)、5月(同44%)、4月(同43%)であった。

また、この4月から6月の間に、時間外の勤務時間が月45時間を超えた教員の状況を個別に見ると、ほぼ同じ教員が毎月同程度の時間、同じ業務に従事している傾向がみられた。

学校の業務は、年度初めの4月、部活動の大会と定期考査がある5月～6月、部活動の大会や対外試合が多くなる7月、秋季大会を迎える9月～10月が繁忙期となっている。冬季間は、月45時間を超えて時間外勤務をする教員が少なくなる傾向にある。

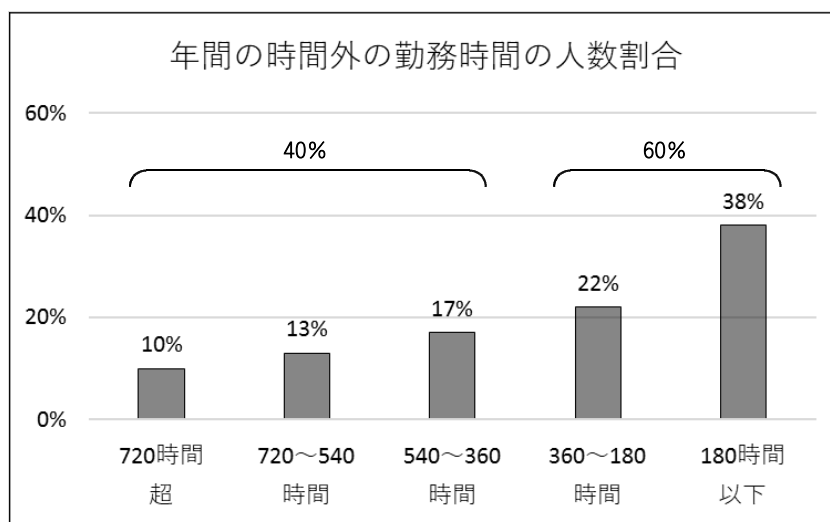
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数(人)	1572	1598	1678	1435	244	1263	1283	1121	543	410	645	905
教員全体に占める割合	43%	44%	46%	39%	7%	35%	35%	31%	15%	11%	18%	25%



※ 月曜日から金曜日の間に祝日があった場合の時間外の勤務時間については、出退校簿に基づき推定した。

## (2) 年間の勤務状況

平成30年度に時間外の勤務時間が年360時間を超えた教員の割合は、教員全体の約40%であった。職位別にみると、管理職では約61%が、教諭では約41%が年360時間を超えていた。管理職では、副校長・教頭の割合が高い。



## (3) 時間外勤務を要する業務

勤務実態調査を、平成30年1月と6月の特定した1週間において、平日の勤務時間終了後と週休日2日間に、どのような業務にどのくらい従事していたかを全教員数の約1割を対象に抽出して行った。なお、調査期間は、時間外の勤務時間が少ない1月と、時間外の勤務時間が多い6月に設定した。この調査結果を基にして、時間外の勤務時間が年360時間を超えた教諭の業務について分析した。

### 【業務の種類は次のとおり】

- ・ 授業準備：指導案作成、教材研究・教材作成など
- ・ 学習指導：課外・補習指導、個別指導など
- ・ 成績処理：成績処理、試験問題作成、採点、通知表作成、調査書作成、指導要録作成など
- ・ 生徒指導(集団)：清掃指導、登下校指導・安全指導、健康・保健指導など
- ・ 生徒指導(個別)：個別面談、進路指導・相談、生活相談、カウンセリングなど
- ・ 部活動等：部活動の指導、対外試合引率、生徒会指導、委員会活動の指導など
- ・ 部活動以外の校務分掌：学校行事、学校行事の準備、学年に係る業務、各分掌業務など
- ・ 外部対応：保護者・PTA対応、地域対応など
- ・ 会議：職員会議、分掌会議、学年会議など
- ・ 出張：各種校務出張
- ・ その他：上記に分類できない、その他の校務など

【平成30年1月の勤務実態調査結果】 [平成30年1月15日(月)～21日(日)]

平成30年1月 抽出調査342人中 126人該当		授業 準備	学習 指導	成績 処理	生徒 指導 (集団)	生徒 指導 (個別)	部活動 等	部活動 以外の 校務分掌	外部 対応	会議	出張	その他	業務に 従事 しない
平日 1日当たり の平均	従事者人数	66	36	31	7	28	76	66	6	26	7	21	9
	従事者の 平均時間	27分	15分	19分	2分	26分	41分	32分	8分	15分	9分	11分	12分
週休日 2日間の 合計	従事者人数	28	11	8	3	20	55	24	5	1	4	24	26
	従事者の 平均時間	1時間 59分	4時間 20分	2時間 45分	2時間 40分	9時間 1分	6時間 26分	4時間 28分	4時間 54分	10時間 15分	10時間 4分	3時間 33分	2時間 8分

【平成30年6月の勤務実態調査結果】 [平成30年6月18日(月)～24日(日)]

平成30年6月 抽出調査313人中 124人該当		授業 準備	学習 指導	成績 処理	生徒 指導 (集団)	生徒 指導 (個別)	部活動 等	部活動 以外の 校務分掌	外部 対応	会議	出張	その他	業務に 従事 しない
平日 1日当たり の平均	従事者人数	74	41	61	8	31	86	57	15	19	8	23	9
	従事者の 平均時間	29分	26分	35分	8分	16分	43分	34分	14分	19分	37分	28分	35分
週休日 2日間の 合計	従事者人数	24	9	23	1	1	28	16	7	1	0	12	16
	従事者の 平均時間	2時間 41分	4時間 47分	4時間 20分	1時間 30分	2時間 30分	7時間 56分	1時間 37分	4時間 7分	30分	0分	3時間 45分	3時間 58分

○ 従事した人数が多い業務

1月平日	1月週休日	6月平日	6月週休日
部活動等 76人(60%)	部活動等 55人(44%)	部活動等 86人(69%)	部活動等 28人(23%)
部活動以外の 校務分掌 66人(52%)	授業準備 28人(22%)	授業準備 74人(60%)	授業準備 24人(19%)
授業準備 66人(52%)	部活動以外の 校務分掌 24人(19%)	成績処理 61人(49%)	成績処理 23人(19%)

※( )は割合。

※1人が複数回答としているため、割合の合計は100%を超える。

○ 1月の調査結果の特徴

- ・平日は、「部活動等」に従事した人数が最も多く、従事した平均時間も最も長かった。次に、「部活動以外の校務分掌」、「授業準備」に従事した人数が多かった。
- ・週休日は、「部活動等」に従事した人数が最も多く、これに従事した平均時間も長かった。また、生徒の進路に関する相談などの「生徒指導(個別)」に従事した平均時間が長かった。

○ 6月の調査結果の特徴

- ・平日は、「部活動等」に従事した人数が最も多く、従事した平均時間も長かった。次に、「授業準備」、「成績処理」に従事した人数が多かった。
- ・週休日は、「部活動等」に従事した人数が最も多く、従事した平均時間も最も長かった。また、「授業準備」、「成績処理」に従事した人数が多かった。

○ 1月と6月の調査結果で共通して見られた傾向

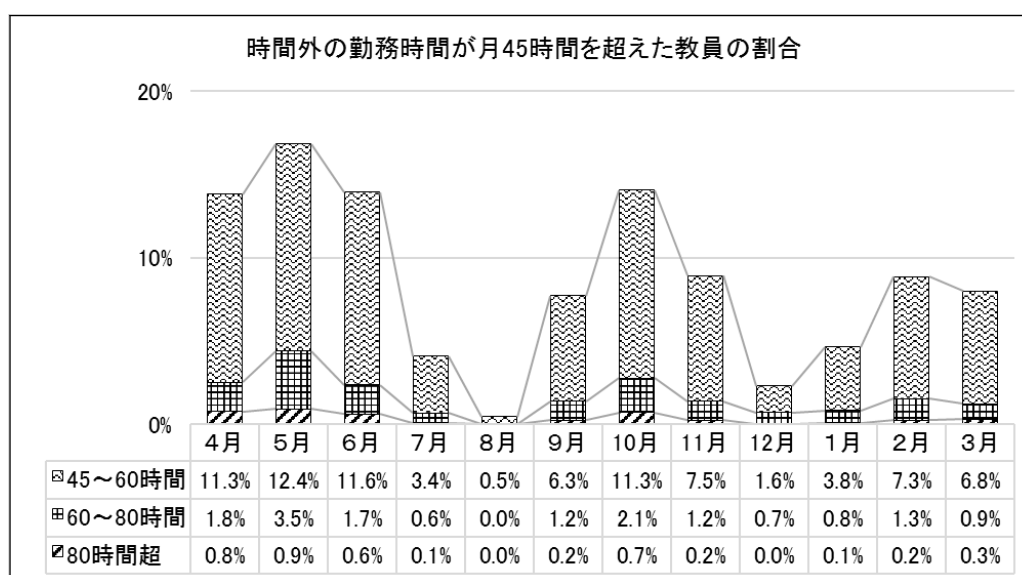
- ・ 平日、週休日ともに、「部活動等」に従事した人数が最も多く、従事した平均時間も最も長かった。なお、平成30年度に時間外の勤務時間が月80時間を超え管理職と面談した教員のうち、約9割が長時間勤務の主な理由として部活動に関する業務を挙げた。

## 2 県立特別支援学校の教員の勤務実態

### (1) 月別の勤務状況

平成30年度に時間外の勤務時間が月45時間を超えた教員の割合が比較的高い月は、4～6月と10月である。その中で割合が最も高い月は、5月(全体の約17%)である。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数(人)	181	222	184	54	6	100	183	116	30	61	116	105
教員全体に占める割合	14%	17%	14%	4%	1%	8%	14%	9%	2%	5%	9%	8%



### (2) 年間の勤務状況

平成30年度に時間外の勤務時間が年360時間を超えた教員の割合は、教員全体の約21%であった。職位別では、年間をとおし、時間外の勤務時間が月45時間を超えた教員の割合が高いのは、教頭(約53%)であった。また、一部の教諭の在校時間が長くなっている。

県立特別支援学校の校長からの聞きとりでは、教頭には、校舎管理、渉外業務、様々な相談業務等が集中しており、在校時間が長くなっている。特に、年度末、年度初の業務が多く時間を要している。また、夜遅くまで在校し、教材づくりや教材研究等に時間を要している教諭がいる。それに加え、一部の教諭は、週休日や祝日にも出勤し、授業や行事の準備にあたっている状況がある。

### 3 課題

#### ○ 勤務時間に対する意識

教員は、時間外の勤務に対する手当の支給がなく、管理職も勤務時間の管理に対する意識が薄いこともあり、限られた時間の中で業務を遂行する意識が薄い。また、教員の家庭生活の充実などの観点からワーク・ライフ・バランスを浸透させる教育委員会の取組が不十分である。

#### ○ 業務量の増加

不登校生徒の増加やいじめ事案の発生など学校での新たな業務が発生し、業務量が膨らんでいるにもかかわらず、部活動をはじめ、補習、登下校指導、校内研修などの業務について、業務量削減の観点から、その必要性や方法についての見直しが十分に行われていない。

#### ○ 業務の偏り

時間外の勤務時間が年360時間以下の教員は教員全体の約60%である一方、特定の教員に業務が集中し、その教員の長時間勤務が常態化する傾向が見られ、業務の偏りを平準化するための校務分掌や部活動の見直しなどの取組が不十分である。特に、部活動では長時間勤務を抑制することが期待できる複数顧問での分担などの取組が進んでいない。



## Ⅱ 勤務時間の管理

---

県立学校においては、文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「上限ガイドライン」という。）で示された「在校等時間」により、勤務時間の管理を行うこととする。

### 1 客観的な勤務時間の把握

上限ガイドラインでは、「働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、在校時間は、ICT の活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。」と示されている。

各学校においては、県教育委員会が配付する「タイムカードシステム」により出退勤の時刻を記録し、同システムで作成する出退校簿を用いて勤務時間の把握を行うこととする。

また、校長は、出退校簿により把握した教員の時間外の勤務時間を県教育委員会に報告し、県教育委員会は、全県の状況を把握・分析し、本方針の取組状況の確認と検証を行う。

### 2 在校等時間の管理

本方針において対象となる勤務時間は、教員が在校している在校時間を基本とする。なお、所定の勤務時間外に、校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率、児童生徒の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とし、本方針において対象となる「勤務時間」とする。

なお、週休日に行うPTA主催の土曜講座や模擬試験、検定に従事する時間は、在校等時間には含まれない。

## 【参考】

### < 在校等時間から除かれるもの >

- **自己研鑽の時間**：「所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間」とは、上司からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽の時間を指している。具体的には、例えば、所定の勤務時間外に、教師が幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間のようなものが挙げられる。
- **その他業務外の時間**：所定の勤務時間の前後における時間のうち、業務とはみなされない活動を行った時間は、在校等時間から除く。例えば、朝早めに出勤して新聞を読んだり読書をしたりする時間や、所定の勤務時間終了後の夕食の時間、学校内で実施されるPTA活動に校務としてではなく参加している時間、地域住民等としての立場で学校で行われる地域活動に参加している時間等が挙げられる。

[文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの運用に係るQ & A (平成31年3月29日)」より抜粋]

### Ⅲ 時間外の勤務時間削減の取組方針

---

勤務時間の適正な管理や業務の見直しを行うことにより、教員の時間外の勤務時間を削減するため、以下に示す取組を県教育委員会及び各学校がそれぞれ進めることとする。

#### 1 目標

「時間外の勤務時間を1か月45時間以内にする事」「時間外の勤務時間を1年間360時間以内にする事」を目標とする。

特に、過労死や健康障害の危険性が高まる月80時間を超える時間外勤務を行っている教員をゼロにすること、また、年間720時間を超える教員をゼロにすることを目指す。

#### 2 県教育委員会と学校が連携して進める取組

##### (1) 勤務時間に対する意識改革

###### ○ 勤務時間のマネジメントに関する管理職対象の研修の実施

学校における業務改善には、管理職のマネジメント能力の向上が不可欠であり、時間管理、健康管理などの内容を盛り込んだ研修を実施し、管理職のマネジメント力を強化する。

###### ○ 教員の働き方に関する観点からの学校運営方針、学校自己評価、教職員評価の見直し

校長は、学校運営方針に、優先すべき業務をはじめ、学校の組織や在校等時間の管理、健康管理等のマネジメントの方針を示し、これに基づき学校自己評価を行う。また、教育委員会は、校長をはじめとする教職員の評価についても働き方の観点を位置づける。

## (2) 部活動指導の適正化

### ○ 部活動の数の見直し

生徒数が減少しているにもかかわらず、部活動数が減少していない学校が多く、部の活動そのものに支障が生じていることに加え、教員の負担増になっていることから、学校規模に応じた部の数に見直す。

### ○ 「新潟県部活動の在り方に係る方針」の遵守

部活動の日数、時間については、生徒のバランスのとれた健全な成長を確保するため策定した「新潟県部活動の在り方に係る方針」を遵守する。

### ○ 複数の顧問制などによる部活動業務の分担

「新潟県部活動の在り方に係る方針」に示した基準を守っても部活動顧問への負担が大きい場合には、複数の顧問で分担して指導するなど、1人の顧問に業務が偏ることがないように業務分担を見直す。また、外部人材の活用により教員の部活動業務の負担軽減を図る。

### ○ 週休日等に参加する大会・試合の精選

週休日等に参加される大会・試合への参加については、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会・試合を精選する。

### ○ 高体連・高文連・高野連・中体連・各競技団体等への連携・協力・要請

高等学校体育連盟、高等学校文化連盟、高等学校野球連盟、中学校体育連盟、各競技団体・連盟等に大会やコンクール等の削減や運営等の見直しを要請する。

高等学校体育連盟、高等学校文化連盟、高等学校野球連盟、中学校体育連盟、各競技団体・連盟等に係る業務について、教員が行うべき業務か、外部人材等が活用できないか、検討を要請する。

### ○ 生徒・保護者への理解の促進

「新潟県部活動の在り方に係る方針」の遵守や、教員の負担軽減などの重要性について、生徒や保護者の理解を深める取組を行う。

## (3) 業務の削減・簡素化・効率化

限られた時間の中で必要な教育活動を行うために、業務の削減・簡素化・効率化を図る。

### ○ 学校行事の見直しの推進

これまで行ってきた学校行事や学年単位の行事等の精選や内容の簡素化、日数の削減等を進める。

- **学校業務の再整理**  
補習、登下校指導など、勤務時間外に行っている業務も含め、「やめる」「変える」「減らす」の観点から整理し、業務の削減を進める。
- **諸会議の開催回数や所要時間の見直し**  
関係資料の事前送付や、文書の共有フォルダでの共有化により、会議の開催回数や所要時間の削減を進める。
- **校務分掌などの業務の平準化**  
校務分掌業務の負担が一部の教員にかかりすぎないように、担当教員間での平準化を進める。
- **書類や教材等の共有化の推進**  
過去の業務に関する書類や教材等のデータ等の保存方法を見直し、教員間でのデータの共有を進め、業務の効率化を図る。
- **定時退庁を促す取組**  
チャイムの活用などにより、教員に勤務時間の終了を知らせ、定時退庁に対する意識の徹底を図る。

#### (4) 登退庁時刻の見直し・学校閉庁日等の設定

登退庁時刻の見直しを行い、勤務時間外に在庁する時間の短縮を図る。

- **登退庁時刻の見直し**  
登庁は7時30分以降、退庁は18時30分までを目安とする。
- **学校閉庁日の設定**  
学校閉庁日を、夏季休業中の平日に5日以上その他、年間をとおして週休日・祝日に12日以上設定する。
- **定時退庁日の設定**  
各学校で退庁時刻を定め、毎月、定時退庁日を設定する。
- **週休日・祝日の登庁の禁止**  
週休日・祝日は、事前に校長の許可を得た場合を除き、原則、登庁を禁止する。

#### (5) 教育課程の見直し

- **全日制課程における1日の授業時間数の短縮（7限の廃止）**  
新学習指導要領が求める主体的・対話的で深い学びを実施するには、教員の授業準備にかかる時間と、生徒一人一人が課題を設定し自ら学ぶ時間の確保が必要である。そのため、新学習指導要領実施に伴う教育課程の編成においては、各教科・科目の単位数の見直しを行い、全日制課程では1日の授業は6限までとする。

### 3 教育委員会の取組

#### (1) 学校調査の精選・工夫、教員研修の見直し

県教育委員会が行う学校への調査・照会について精査し、削減を進めるとともに、提出書類の改善・工夫を行い、書類作成の負担軽減を図る。

また、教員研修の内容や日程の見直し、Webシステムの活用を進め、教員の負担軽減を図る。

#### (2) 外部人材の活用

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の外部人材の活用を進める。また、学校を取り巻く問題に関して法的なアドバイスを受けることができるスクールロイヤーの活用を進める。

#### (3) 勤務時間の割振り変更の検討

勤務時間の割振り変更に関する対象業務や期間の拡大について検討する。

#### (4) 教員の働き方改革に関する保護者・県民の理解促進

保護者・県民に対し、ホームページの活用等により、教員の働き方改革の重要性や方向性について情報提供を行い、教員の働き方改革に対する理解が深まるよう努める。

